

第 I Xの罪責

- | | |
|---|---|
| <p>1 賄賂申込罪 (Xの行為①) [2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賄賂 ・ 申込み ・ 故意 | <p>← ここは簡潔な記述にとどめます。賄賂性などについては、収賄側のYのところでも具体的に検討します。</p> |
| <p>2 賄賂約束罪 (Xの行為②) [2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賄賂 ・ 約束 ・ 故意 | <p>← 同上。</p> |
| <p>3 賄賂供与罪 (Xの行為③) [2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賄賂 ・ 供与 ・ 故意 | <p>← 同上。</p> |
| <p>4 委託物横領罪 (Xの行為④) [20]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>自己の占有する他人の物</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭の他人物性 (2) <u>横領</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補てんの意味 (3) 故意 | <p>← 客体が金銭の点について言及すると良いと思います (p. 139)。</p> <p>← 補てんの意味の点について触れると良いと思います (p. 139-140)。</p> |
| <p>5 罪数 [2]</p> | |

第2 Yの罪責

- 1 賄賂約束罪（Yの行為①） 25
 - (1) 公務員
 - (2) 請託を受けて
 - (3) 賄賂
 - (4) 職務に関し
 - ・職務、職務密接関連行為
 - (5) 約束
 - (6) 故意
- 2 賄賂收受罪の共同正犯（Xの行為②） 30
 - (1) 間接正犯
 - ・身分なき故意ある道具
 - (2) 共同正犯
 - ・共謀、共謀に基づく実行行為
 - (3) 賄賂收受罪の成立要件
 - ・公務員
 - ・請託を受けて
 - ・賄賂
 - ・職務に関し
 - ・收受
 - ・故意
- 3 罪数 2

← 「職務に関し」について詳しく検討します（p. 142）。

※ 共同正犯の成立を認める場合の答案構成です。

← まず間接正犯の成否について詳しく検討します（pp. 143-145）。

← その後、共同正犯の成否について検討します（p. 146）。

← どの関与形式を認めるかによって、賄賂收受罪の成立要件の当てはめ方が変わるので、注意が必要です（pp. 145-147）。

第3 Zの罪責

賄賂收受罪の共同正犯（Zの行為①）…………… 15

(1) 共同正犯

(2) 共犯と身分

ア 刑法65条1項の趣旨

イ 刑法65条1項の「共犯」

← 第2の2(2)で共同正犯について検討しているはずなので、共同正犯の点は簡潔な記述でもかまいません。